審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県民環境部・有明海再生・環境課

法令名	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	法令番号	平成１５年法律第１３０号
手続名	体験の機会の場の認定	根拠条項	第２０条

審査基準

（体験の機会の場の認定）

第２０条 自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることの重要性に鑑み、土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（国民、民間団体等に限る。）は、当該土地又は建物を自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場（以下「体験の機会の場」という。）として提供する場合には、当該体験の機会の場で行う事業の内容等が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

一 基本方針に照らして適切なものであること。

二 行動計画を作成している都道府県にあっては、当該行動計画に照らして適切なものであること。

三 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容が主務省令で定める基準に適合するものであること。

四 当該土地又は建物が主務省令で定める基準に適合するものであること。

〇環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成２４年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号）

第８条 法第２０条第１項第三号の主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。

二 適切な計画が定められていること。

三 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

受付機関	有明海再生・環境課	処理機関	有明海再生･環境課	交付機関	有明海再生・環境課	標準処理期間　９０日 標準経由期間　日	目次No.	

審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県民環境部・有明海再生・環境課

法令名	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	法令番号	平成１５年法律第１３０号
手続名	体験の機会の場の認定	根拠条項	第２０条

審査基準

五 利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。

六 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に１年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。

２ 法第２０条第１項第四号の主務省令で定める基準は、認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていることとする。

受付機関	有明海再生・環境課	処理機関	有明海再生･環境課	交付機関	有明海再生・環境課	標準処理期間　９０日 標準経由期間　日	目次 No.	